

令和7年12月11日 委員への意見照会

No	富山県水道ビジョン (案) (令和7年12月時点) 該当箇所	ご意見	対応
1	P23 4.2.3 配水池滞留時間	日本水道協会発行の水道施設設計指針は令和7年3月に改訂し、配水池の容量確保を柔軟としました。これは、水需要の減少を考慮した適切な容量とすること、配水池だけでなく施設全体で水量を確保すること、という考えによるものです。ついては、以下のとおり文章を修正いただきたい。 「配水池の滞留時間は、「水道施設設計指針(2024)」において、「有効容量は、給水区域の計画一日最大給水量の12時間分を標準とし、水道施設の安定性、将来の水需要の動向等を考慮して適切な容量とする。」とされています。 配水池滞留時間は、ほとんどの事業者がこれを上回っていますが、新川ブロックにおいては下回る水道事業者も存在するため、適切な容量確保やバックアップ体制の構築が必要となります。」	ご意見のとおり修正します。
2	P30 4.3.3 管路	「緊急輸送道路下に埋設されている管路は令和12年度まで、これ以外の導水管・送水管・配水本管は平成17年度まで」の「平成」について、「令和」の誤りでは。	ご意見のとおり修正します。
3	P89、P90 7.2.1 健全な財政基盤の確保	実現方策1-1は『適正な水道料金の設定』ですが、目標(2か所)が『県は、適切な料金水準の設定』となっていますので文言を合わせたほうが良いと思います。	ご意見のとおり修正します。
4	P90 7.2.1 健全な財政基盤の確保	『広域連携』の関連方策として、『実現方策2-2 施設の統廃合・・・』も該当すると思いますがいかがでしょうか。	ご意見のとおり修正します。 なお、P92の技術的な知識・ノウハウの継承及び業務の効率化(取組みの方向性3)の『広域連携』についても、共同委託が費用縮減につながるため、修正します。
5	P92 7.2.2 計画的な施設の更新及び規模の適正化	目標値として、前文にある「技術の向上」に該当するものはありませんが、官民連携や広域研修などの取組を当てはめたいかがでしょうか。「広域連携」の目標で『専門的な知識を持つ職員の確保』に加え、職員の技術力向上などの文言を追加してはいかがでしょうか	広域連携・広域化の検討の推進の欄の目標を、「県は、事務の共同処理による組織のスリム化・業務の効率化、専門的な知識を持つ職員の確保など、各圏域で広域連携の検討を促す。」から、「県は、事務の共同処理による組織のスリム化・業務の効率化、専門的な知識を持つ職員の確保や職員の技術力向上など、各圏域で広域連携の検討を促す。」に修正します。
6	P96、P97 7.4.1 上下水道一体で行う耐震化の推進	『耐震化計画(水道施設)の策定率の向上』と『上下水道耐震化計画の策定率の向上』で計画策定済率は、より高度な検討が必要な上下水道耐震化のほうが多いことに違和感がありますが間違いはないでしょうか。	間違いありません。両計画ともすべての水道事業者に策定が求められていますが、上下水道耐震化計画(P39)は国の水道総合地震対策事業(交付金)の補助要件となっていることや策定期限が令和7年1月末と決められているため、耐震化計画(水道施設)(P38)よりも策定率が高いと考えられます。
7	P99 8.1 関係者の役割	住民に期待する役割について、 ・発言者の「情報発信」「説明責任」の意図が十分に反映されていないように思います。 ・「水道ビジョン」は県の水道ビジョンか、水道事業者の水道ビジョンか曖昧です。 ・「水道ビジョンに協力する」がしっくりきません。水道ビジョンを踏まえて各種取組みを行うのは基本的に水道事業者で、住民が協力するならば、その土地の水道事業者(+県)の取組みに対してではないでしょうか。 ・「顧客であるから協力する」の表現もややしっくり来ません。 これらを踏まえ、 「水道事業の顧客として、水道の現状や課題に対する理解を深め、県や水道事業者等が推進する取組みに協力するとともに、情報提供や説明が適切に行われているかを確認する」 などはいかがでしょうか。	ご意見を元に、「情報提供」を県の役割や水道事業者等の役割に記載されている「情報発信」に置き換え、「水道事業の顧客として、水道の現状や課題に対する理解を深め、県や水道事業者等が推進する取組みに協力するとともに、情報発信や説明が適切に行われているかを確認する」に修正します。
8	P99 8.1 関係者の役割	住民の役割ですが、「県や水道事業者等が推進する水道ビジョンに対して協力する。」という部分は無くし、以下のようにしてはいかがでしょうか(=下記のみとする)。その他の部分については異論ございません。 住民の役割⇒住民への対応 ・利用者である住民による水道の現状や課題に対する理解が深まるよう、県や事業者はわかりやすい情報発信をする。	住民への対応は、県や水道事業者等が行うものですので、県の役割の「・県民全体を対象に、各水道事業者等の耐震化の進捗状況など、県全体の指標の情報発信を行う。」を「・県民全体を対象に、水道の現状や課題に対する理解が深まるよう、各水道事業者等の耐震化の進捗状況など、県全体の指標について分かりやすい情報発信を行う。」に、水道事業者等の役割の「・所管の地域住民を対象に、水道料金や水質、施設の管理状況などの情報発信や説明を行う。」を「・所管の地域住民を対象に、水道の現状や課題に対する理解が深まるよう、水道料金や水質、施設の管理状況などについて分かりやすい情報発信を行う。」に修正します。 このため、住民に期待する役割はNo7のとおりとします。